

令和 2 年 7 月 7 日

各 位

株式会社さくらインベスト
大阪府大阪市北区梅田二丁目 5 番 6 号
代表取締役 浅倉 健二

行政処分執行停止に伴う効力停止期間確定のお知らせ

当社は、令和 2 年 6 月 10 日付にて、経済産業省及び農林水産省より、行政処分（許可の取消し及び業務改善命令）を受けたことを公表いたしました。
これに対し、東京地方裁判所に国（処分行政庁：農林水産大臣及び経済産業大臣）を被告として処分取消しの訴え（以下「本案訴訟」といいます。）及び本案訴訟の判決確定までの効力停止を求める執行停止の申立てを行っておりました件で、令和 2 年 6 月 24 日付にて、東京地方裁判所により執行停止の申し立てが認容されました。

上記執行停止の決定について、相手方である国より不服申立てが可能となっておりますが、即時抗告期間である 1 週間を経過した時点で不服申立ては行われませんでした。

したがって、上記執行停止の決定は確定し、本案訴訟の第一審判決の言渡し後 50 日を経過するまでの間（その前に本案訴訟が完結した場合はその時まで）、対象行政処分の効力が停止されることとなります。今後、相手方である国は、執行停止の理由が消滅し、その他事情が変更した場合には、裁判所に対して確定した上記執行停止の決定を取消す旨の申立てを行う可能性があります。現時点では確認された事実はありません。

本件につきまして、日頃よりご愛顧いただいておりますお客様、関係者の皆様に、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと、重ねてお詫び申し上げますと共に、皆様の信頼回復に全力を注いで努め、健全かつ適切な運営を確保してまいりますので、今後ともどうかよろしくご願ひ申し上げます。

お問い合わせ先
投資相談部 0120-806-001